

川口市アーティスト発掘支援制度募集要領

1 募 集

募集するアーティストは、クラシック、ジャズ、ポップスなどの楽器演奏やコーラス・声楽などの音楽を演奏できる個人又は団体。

2 応 募

(1) 資 格

- ① 現在、プロとして音楽活動している。又は将来プロの音楽家を目指して活動している個人及び団体。ただし、所属事務所としての登録はできない。
- ② 川口市に在住、在勤又は市内の学校出身等で本市にゆかりがあること。なお、団体にあっては少なくとも1名以上が該当すること。
- ③ 市のイベントを中心とした30分程度の音楽公演ができること。
- ④ 報酬及びその他費用については事業主催者の条件に応じて交渉できること。

(2) 条 件

- ① 政治的思想又は宗教的思想の活動が目的でないこと。
- ② 誹謗中傷や第三者に損害または不利益を与える目的でないこと
- ③ 法令、公序良俗に反することや犯罪行為を誘発する目的でないこと。
- ④ 営利活動を主な目的でないこと。
- ⑤ 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていないこと。

3 応募方法

所定の登録申し込み書に記入のうえ、文化推進室に郵送、メール又持参で提出する。

4 審査方法

提出された登録申し込み書により審査を行います。後日、簡単な面接を行いますので、その際は写真、活動内容が把握できるCD等の資料を提出してください。なお、提出していただいた資料等は返却しませんのでご了承ください。面接の日時については調整し、後日連絡します。

5 登 録

- ① 登録受付は随時とする。
- ② 登録に関する費用は無料とする。
- ③ 18歳未満の者または高校生が登録する場合は、保護者の同意を必要とする。
- ④ 登録の抹消は、本人の申し出により随時受け付けます。
- ⑤ 登録期間は2カ年自動更新とする。

6 照会・斡旋

- ① アーティスト情報は、市主催のイベント等の事業主催者にその要望に応じて提供・斡旋することを前提として取り扱う。
- ② 事業の実施については、登録アーティストと事業主催者の相互間の協議により決定し、それぞれが相応の責任を以って実施することを前提とする。
- ③ 公演に関わる報酬及び他の費用については、登録アーティストと事業主催者の相互間の協議により決定すること。文化推進室は関与しない。

7 個人情報等の取り扱い

- ① 登録した個人情報については、明記した目的以外での利用はしない。
- ② ホームページ等を開設し公開する場合は、登録アーティストの承諾を得て公開する。
- ③ 登録により知れた情報は口外しない。

8 留意事項

この制度は、アーティスト情報を紹介するものであり、登録によって必ず公演依頼があるものではなく、また、公演の機会を保証するものではない。

9 問い合わせ先

この制度の問い合わせについては、下記までお願いします。

文化推進室 電話 048-258-1116 (直通)
メールアドレス 070.12000@city.kawaguchi.saitama.jp